

伊豆の国市長岡温水プール 指定管理者募集要項

1 公の施設の概要

公の施設の概要については、表 1 のとおりです。

表 1 公の施設の概要

名 称	伊豆の国市長岡温水プール（愛称：プールサンゆう）	
所 在 地	伊豆の国市長岡 331 番地の 2	
規 模	鉄骨造り平屋建て 敷地面積 3,450 m ² 延床面積 1,606 m ²	
内 容	一般用大プール	25m×6 コース、水深 1.1m～1.3m
	児童用小プール	11m×4.5m 変形、水深 0.5m
	採暖室	
	監視室・救護室	
	ミーティングルーム	
	トレーニングルーム	
	エントランスホール	
	更衣室・トイレ シャワー室・洗体槽	障害者用あり
	駐車場	47 台（障害者用 1 台）…北側駐車場
建築時期	平成 11 年 4 月	

2 指定管理業務の内容

- (1) 施設の運営に関すること。
- (2) 設備の維持管理に関すること。
- (3) 自主事業に関すること。
- (4) その他詳細は別紙業務仕様書のとおり

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで 5 年間

4 募集条件

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 共同事業体の場合は、少なくとも構成団体の一つが上記条件を満たしていること。

5 欠落事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員（以下「代表者等」という。）が、次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

また、複数の団体で構成する共同事業体の場合は、構成員が次のいずれかに該当するときは応募することができません。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体
- (2) 伊豆の国市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 直近の 3 年間に於いて、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）により更生又は再生手続きを行っている団体
- (5) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成 24 年伊豆の国市条例第 10 号）第 6 項第 3 項の規定による暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者（団体、代表者等）
- (6) 地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消日から指定の期間に相当する期間を経過していない団体

6 指定管理者選定の日程

指定管理者選定までの日程は、表 2 のとおりとします。

表 2 指定管理者選定の日程 一覧表

項目	日程
募集要項公表	令和 6 年 8 月 15 日（木）
応募受付開始	令和 6 年 8 月 26 日（月）
質問の受付	令和 6 年 8 月 26 日（月）から 令和 6 年 9 月 9 日（月）まで
見学会開催	令和 6 年 9 月 2 日（月）
質問に対する回答期限	令和 6 年 9 月 13 日（金）
応募受付締切	令和 6 年 9 月 25 日（水）午後 5 時
一次審査（書類審査）	令和 6 年 10 月上旬
二次審査（プレゼンテーション）	令和 6 年 10 月 23 日（水）
提案者への結果通知発送	令和 6 年 10 月下旬
指定管理者の議決	令和 6 年 12 月下旬

基本協定の締結	令和7年1月上旬
指定管理期間の開始	令和7年4月1日

7 申請に関する書類

(1) 申請書類

申請時には次の書類を提出してください。提出部数は原本1部、副本10部です。

- ア 伊豆の国市長岡温水プール指定管理者指定申請書（様式1）
- イ 伊豆の国市長岡温水プール事業計画書（様式2）
- ウ 伊豆の国市長岡温水プール事業計画に関する収支予算書（様式3）
- エ 誓約書（様式4）
- オ その他添付書類
 - (ア) 定款又はこれに準ずるものの謄本
 - (イ) 役員名簿
 - (ウ) 貸借対照表、収支計算書、損益計算書又はこれらに類する書類（直近3年間）
 - (エ) 市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近3年間）
 - (オ) 伊豆の国市長岡温水プールの管理に係る従事（予定）者等の名簿、採用見通し状況及び管理体制組織図等
 - (カ) 事業実績の一覧

(2) 申請方法

直接持参又は郵送

(3) 提出場所

伊豆の国市役所 教育部 生涯学習課（伊豆の国市長岡 346 番地の1 あやめ会館）

(4) 募集期間

令和6年8月26日（月）から令和6年9月25日（水）まで（必着）
 各日とも午前8時30分から午後5時まで
 土曜日、日曜日及び祝日は除く

(5) 見学会の開催

応募を予定する団体等に対して、下記のとおり見学会を開催します。

- ア 開催日時 令和6年9月2日（月）午前9時から午前11時
- イ 集合場所 伊豆の国市役所あやめ会館1階ロビー
- ウ 参加申込 参加を希望する団体等は、前日までにメールにてご連絡ください。
 時間の調整をします。

(6) 質問の受付期間、回答方法等

- ア 受付期間 令和6年8月26日（月）から令和6年9月9日（月）午後5時まで
- イ 提出方法 別紙「質問書」に記入の上、メールにより受付期間内に生涯学習課へ提出してください。

ウ 回答方法 令和6年9月13日（金）の午後5時までに、市ホームページ上において、回答を掲載します。

（7）施設図面の閲覧期間

ア 閲覧期間 令和6年8月26日（月）から令和6年9月9日（月）まで
各日とも午前8時30分から午後5時まで
日曜日、土曜日及び祝日は除く

イ 閲覧方法 生涯学習課（あやめ会館1階）において、閲覧することができます。
※閲覧を希望する場合、事前に生涯学習課へメールにて連絡してください。

（8）その他留意事項等

ア 不正等があった場合の取扱い

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

（ア）複数の事業計画書を提出した場合

（イ）申請書類に虚偽又は不正があった場合

（ウ）申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合

（エ）申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、指定管理者選定等委員会の委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に又は他者を不利にするよう働きかけた場合

（オ）その他不正な行為があったと市が認めた場合

イ 申請書類の取扱い

（ア）著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要の場合、その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

（イ）特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

（ウ）返却

一度提出された書類は、お返ししません。

（エ）申請の辞退

申請書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

ウ 申請に当たっての費用負担

申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

8 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

市は、申請者から提出された事業計画書等について、書類審査及びプロポーザル審査を指定管理者選定等委員会に付議します。これらの手続を経て、選定された指定管理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として提出され、議会の議決を経て市長が指名します。

なお、応募後に応募資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

ア 書類審査

事務局で申請者から提出された事業計画書、収支予算所等の書類について確認し、指定管理者選定等委員会で審査します。

イ プロポーザル審査

申請者にプレゼンテーション等を行っていただき、審査基準に照らして審査します。日程については後日連絡いたします。(令和6年10月23日予定)

(2) 審査基準

審査項目、配点、比重については、様式第17号のとおりとします。

なお、合計点数が最低基準(60%)に満たない提案は不採用となります。

(3) 選定方法

書類審査及びプロポーザル審査の審査結果に基づき、指定管理者選定等委員会において、指定管理者(候補者)を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

(4) 指定管理者の決定

指定管理者選定等委員会で選定された指定管理者(候補者)は、優先交渉権者として所管課と細目協議を行います。協議成立後、市議会(令和6年12月議会を予定)に議案が提出され、議案議決により指定管理者として決定されることとなります。

なお、優先交渉権者との協議の過程において、委託の困難性が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、第2順位、第3順位の交渉権者と順次協議を行います。

また、申請者の中に指定管理者としてふさわしいと市が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

市議会での議決事項は次のとおりです。

ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

イ 指定管理者に指定する団体の名称

ウ 指定期間

(5) 選定結果の公表

選定結果(指定管理者(候補者)の名称、申請団体の評価点等)については、市議会で議決後、市ホームページで公開します。

9 協定等の締結

指定管理者の指定後（令和6年12月下旬を予定）、業務の詳細を定めるため、市と基本協定を締結します。

なお、基本協定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。

また、指定管理委託料を定めるため、指定期間中の年度ごとに年度協定を締結します。

(1) 協定の項目（案）

- ア 指定期間に関する事項
- イ 利用の承認等に関する事項
- ウ 事業計画書に掲載された事項
- エ 利用料金に関する事項
- オ 市が支払うべき経費に関する事項（指定管理委託料）
- カ 管理業務を行うに当って保有する個人情報の保護に関する事項
- キ モニタリング及び事業報告に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ リスク分担に関する事項
- コ 保険の取扱いに関する事項
- サ 緊急時の対応に関する事項
- シ 減免の取扱いに関する事項
- ス その他市長が必要と認める事項

10 その他

(1) 情報の公開

指定期間中の毎年度終了後に年度評価を実施し、それぞれの結果を市のホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、公開する場合があります。

(2) 指定取消等

当該指定管理者に指定管理を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定を取り消すことや期間を定めて業務の一部又は全部を停止することがあります。

また、指定管理中に施設が廃止された場合は指定が終了となります。

(3) 問合せ先

〒410-2292 伊豆の国市長岡 346 番地の 1

伊豆の国市役所教育部生涯学習課（あやめ会館 1 階）

電話 055-948-1461

E-mail syakai@city.izunokuni.shizuoka.jp